

論文

いわゆる植村・西岡訴訟とその問題点について — 濫訴による言論空間の荒廃とその修復 —

岡島 実（弁護士・元日弁連人権擁護委員会副委員長）

はじめに

本稿は、元朝日新聞記者の植村隆氏（現・『週刊金曜日』発行人）が歴史認識問題研究会会長の西岡力麗澤大学客員教授と株式会社文藝春秋を被告として平成27年1月9日に提起した損害賠償訴訟の一審判決（東京地裁令和元年6月26日判決）と控訴審判決（東京高裁令和2年3月3日判決）⁽¹⁾を素材として、濫訴がわが国の言論空間にもたらしている荒廃の状況とその防止・修復の方策について考察しようとするものである。

同訴訟は、西岡氏と同氏の論文等を掲載した株式会社文藝春秋の二者を被告とするものであるが、問題とされているのは主として西岡氏の論文や発言であるので、ここではこの訴訟を「植村・西岡訴訟」、あるいは単に「植村訴訟」と呼ぶこととする。なお、植村氏は桜井よしこ氏と同氏の論文や著書を掲載・刊行した出版社を被告とする同種の訴訟を札幌地裁にも提起しているが、この訴訟については桜井氏らの代理人である林いずみ弁護士が、『正論』2020年5月号に簡にして要を得た論文⁽²⁾を掲載しているので、同論文の参照を乞いたい。

これらの訴訟の結果は、既に報道等でも知られているとおりいずれの訴訟も植村氏の全面敗訴であった。これは法律論としては当然の結果と言え、植村氏は最高裁に上告しているが（本稿執筆時＝令和2年6月時点）、結論は変わらないであろう。筆者は法律実務家であるが、本稿で考察したいのは、植村・西岡訴訟の法律論的な分析そのものではなく、それを踏まえつつ、この問題をわが国の言論空間で生じた一つの社会現象として捉えた上で、それが引き起こした事態の意味とその弊害の防止策についてである。

はじめに本稿の結論を3点、述べておく。

- （1） 植村訴訟は、言論人である植村氏が、自己の記事に捏造があったことを覆い隠すために、訴訟という公権力を利用した圧力を用いて、その捏造性を指摘する西岡氏の言説を封じようとしたものである。その意味において、植村氏は、言論には言論で対抗するという言論のルールを破ったものであり、わが国の言論空間を荒廃させたものであると同時に、同氏は言論人たる資格を放棄したものと言える。
- （2） 植村氏は、本訴訟において、自己の記事が捏造ではないことを訴えたが、判決は、一審・二審とも、その核心部分において捏造があったことを認めた。この判決が確定したときは、同氏の記事に捏造はないと主張した朝日新聞社は、自らの主張について、責任をもって公に釈明すべきである。
- （3） 濫訴による言論空間の荒廃に対する法的な防止策としては、①訴え提起自体が不

法行為になるとして損害賠償を求める方法、②通常予想される批判は許容されたルールの範囲内の言説として、そもそも名誉毀損訴訟の対象とならないとの解釈を広める方法が考えられる。しかし、より本質的な問題は言論空間の自律性・健全性の回復にある。その意味で、植村記事の捏造性が認められたことは問題の本質に近づくための重要な手がかりとなるものであり、朝日新聞が捏造記事を掲載したこと、「強制連行」という虚構のストーリーが今なお流布され続けていることの意味について、さらに議論を深めることが求められる。

以下、それぞれの結論に至った考察の過程について述べていく。

1 植村訴訟が提起したことの意味と言論空間の荒廃

(1) なぜ植村記事の捏造性が問題となったのか

植村訴訟といわゆる従軍慰安婦問題

植村訴訟において問題となったのは、平成3年に植村氏が朝日新聞に執筆したいわゆる従軍慰安婦問題に関する、8月11日付けと12月25日付けの2本の署名記事である。これらの記事は、従軍慰安婦であったと主張して名乗り出た金学順という女性が、「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、軍人の性処理のための一種の道具として非人道的な扱いを受けたこと、これに対する日本政府の責任を追及したいと訴えたことなどを報じている。2本の記事が掲載された時期の間に、金氏を含む元慰安婦や元軍人らが日本政府を相手に損害賠償を求める訴えが東京地裁に提起された⁽³⁾。

周知のとおり、1980年代から続いていた吉田清治の一連の発言とこれに基づく朝日新聞のキャンペーン等により、10代のまだ若い年代の者を含む多くの朝鮮人女性を、日本軍が組織的・強制的に連行し、軍人の性処理のための道具として利用したというストーリーないしはイメージが広く流布されていた（ここではこのようなストーリーないしイメージを「強制連行ストーリー」と呼ぶこととする）。金氏の訴えは、強制連行ストーリーを自身の実体験により裏付けるものとして報じられ、一般にもそのように受け止められた。強制連行ストーリーは、日本軍の非人道性を象徴する事実として語られ、その責任を認めようとしない日本政府を非難する重要な材料とされた。やがてそれは平成5年8月の河野談話や1996（平成8）年のクマラスワミ報告などを通じて国際社会にも広まり、国連や欧米をも巻き込みつつ、日本を非難する巨大な国際世論を作り出した。

一方で、吉田清治発言や朝日新聞を中心とする一連の報道の真実性を疑問視する声が日本国内では90年代当初から上がっていたが、その声は年を逐って大きくなり、平成9年頃には、少なくとも吉田清治発言の真実性は認めがたいとの見方がむしろ国内では優勢となっていった。こうした流れを受け、朝日新聞社は平成26年8月5日、吉田清治の発言に基づいた一連の報道が誤りであったことを認めて、14本の記事を取り消すことを表明した⁽⁴⁾。さらに、第三者委員会を設置して慰安婦報道に関する検証を委嘱し、同年12月22日、同委員会による報告書が公表され

た。これを受けて朝日新聞社は、翌23日、さらに2本の記事の取消しや「従軍慰安婦」用語メモの訂正等を行うとともに、植村氏の記事について、第三者委員会が「事実のねじ曲げ」を否定したとのコメントを公表した⁽⁶⁾。

西岡力氏の植村氏批判：植村記事捏造説

このような経過の中で、西岡氏は早くから朝日新聞の一連の報道に疑問を呈し、平成9年に雑誌『諸君！』に掲載した論文以降、植村氏の2本の記事について、意図的に誤った事実を記載した捏造記事である、との主張を行うようになった。

西岡氏は、論点は次の4つあると主張する⁽⁶⁾。

- ① 植村氏は日本政府に対し訴訟を起こした遺族会の幹部の娘と結婚しており、自己が利害関係を有する裁判についての記事を書いたこと、
 - ② 平成3年8月の記事の執筆の際に義母から情報提供を受けたこと、
 - ③ 金氏が語っていない「女子挺身隊の名で戦場に連行された」という虚偽の事実を書いたこと、
 - ④ 金氏がキーセン学校に通っていたという重要な事実を書かなかったこと、
- である。

西岡氏は、これらの論点を総合して、植村氏は捏造記事を書いたと主張したのである。

朝日新聞と植村氏による論点のすりかえ

一方、朝日新聞社の前記コメントや植村訴訟における植村氏側の主張は、上記の①②の論点に基づいて西岡氏が主張した、植村氏が義母の裁判を有利にするという目的ないし動機から意図的に誤った事実を書いた、という点を特に問題にした。植村氏にはそのような動機はなく、したがって意図的な事実のねじ曲げ（捏造）はなかった、というのである⁽⁷⁾。

しかし、西岡氏が主張する4つの論点を慰安婦問題全体の文脈の中で見れば、③の事実が決定的に重要な事実であり、その他の事実は付随的な問題に過ぎないことが理解される。つまり、慰安婦問題において最も重要な問題点の一つは、日本軍が組織的・強制的に朝鮮人女性の連れ去り（強制連行）を行ったかどうかという点にあり、③の点は、その最も重要な論点について植村氏が捏造記事を書いたことを主張するものであるからである。

③の事実が単なる誤報ではなく捏造であったとすれば、「強制連行ストーリー」そのものの信憑性が根底から揺らぎ、ストーリー全体の構図が崩れることにつながる。また朝日新聞は、捏造記事を掲載して「強制連行ストーリー」という架空の物語が世界に流布する端緒を作り出したことになり、日本人全体の名誉に関わる極めて重大な責任を負うものと言える。

これに対して、①②の事実は、植村氏が捏造記事を書いた目的ないし動機という植村氏の個人的事情に関するものに過ぎず（②の事実は①を補強する補助的な事実と理解できる）、強制連行ストーリー全体の文脈の中では些細な問題に過ぎない。また④の事実は、見方によっては重要な事実（金氏が性的接待の職業的訓練

を受けた者である可能性を示す事実)とも言えるが、これも金氏個人に関わる事実であり、また、仮に金氏が上記のような者であったとしても「強制連行ストーリー」の成否自体は別の問題であるから、③の点に比べれば相対的に重要度の低い問題と言える。

朝日新聞社や植村氏の主張は、①②の事実に焦点を当て、それを否定することによって記事の捏造性を否定しようとしたものであるが、これは明らかに論点のすりかえなのである。

(2) 植村訴訟の問題点

植村氏の主張とその問題点

植村氏は、西岡氏が平成24年から26年にかけて著書や雑誌で行った、植村氏の記事が捏造であるという主張が植村氏に対する名誉毀損に当たるなどと主張して、平成27年1月9日、西岡氏と文藝春秋を被告として、損害賠償と謝罪広告の掲載を求める訴えを東京地裁に提起した。

植村氏の主張は、前記のように、西岡氏が主張した前記4つの論点のうち、①と②(捏造の目的・動機に関する主張)の論点を、③(強制連行に関する主張)及び④(キーセン学校に関する主張)にそれぞれ結びつけ、植村氏には①・②のような目的・動機はないのに、そのような動機で③・④の記事を捏造したという西岡氏の主張は名誉毀損に当たる、というものである。

植村氏の訴訟提起による主張には重大な問題点が二つある。一つは、主張内容自体に関わる問題点であり、他は訴訟提起という手法に関わる問題点である。

主張内容自体の問題：植村氏の主張はそれ自体が論点のすりかえ

主張内容自体に関わる問題点とは、①及び②という植村氏の記事作成に際しての目的・動機に関する論点を、③及び④の論点と結び付け、①・②のような不当な目的・動機はないのだから、③・④の論点を書いた記事は捏造ではないと主張したことである。

植村氏の主張には、その主張自体に初めから重大な「論点のすりかえ」がある。③・④の論点は、意図的かどうかは別として、事実そのものは間違いではない。つまり、③「女子挺身隊の名で戦場に連行された」などという事実を金氏が語ったことはないし、④金氏がキーセン学校に通っていたことを植村氏は書いていないのである。これらの事柄が「意図的になされたものかどうか」という問題と、これらの記事を書いた「目的・動機は何か」という問題とは別の問題である。①・②のような目的・動機がなくても、別の何らかの目的・動機で③・④のような記事を意図的に書くことはありうるのである。

ところが植村氏は、①・②の論点を、③・④とそれぞれ結び付けることによって、①・②のような目的・動機がないから③・④の記事は捏造ではない、と主張したのである。要するに植村氏の主張は、事実自体としては争いようのない③・④の問題から①・②の点に論点をずらすことによって、「捏造はなかった」と強弁

しているのである。これは明らかにまやかしであって、言論人が公に行う主張としては、極めて疑問のあるものである。

訴訟提起という手法の問題：訴訟手続きの濫用

次に訴訟提起という手法に関わる問題点とは、植村氏が、自己の記事が捏造ではないという主張を公に訴えるために、訴訟という公権力を用いる手法を選択したことである。前に述べたように、植村氏が、③金氏の語っていない「女子挺身隊の名で連行された」という事実を記事に書いたこと、④キーセン学校に通っていたという事実を記事に書かなかったこと、は、いずれも事実としては動かない。そこで植村氏としては、自己の言論人としての立場を守ろうとするなら、③・④の事実を意図的に行ったものではなく、取材不足や誤認などによるものであることを言論によって主張すべきであるし、植村氏はそれが可能な立場にある。

ところが植村氏は、そのような主張をすることなく訴訟という手段に訴えた。しかも事前に西岡氏に対し訂正を求めるなどの手続きもなく、いきなり訴訟に持ち込んだのである。その上、植村氏の代理人として百数十人もの弁護団が生まれ、「植村裁判を支える市民の会」なる団体まで組織された。これでは、自己の記事について「捏造はなかった」と強弁して西岡氏の主張を封ずるために、訴訟という公権力を利用した圧力を、それも組織の力を背景にしてかけることを意図したものと見られてもやむを得ないのである。

このような植村氏の手法は、言論人として通常期待される行動を逸脱したものであり、訴訟手続きを濫用したものと言わなければならない。

(3) 言論空間の荒廃と植村氏の責任

植村氏の訴訟提起は、自己の記事に「捏造はなかった」と強弁して西岡氏の主張を封ずるために、組織の力も背景としつつ、訴訟手続きを濫用して圧力をかけようとしたものである。

言うまでもなく、言論には言論で対抗することが、言論界に身を置く者としては鉄則とも言える基本的なルールである。言論人はそのようなルールが共有されているという安心感があってこそ自由に言論活動がなしうるのであるし、いわゆる言論の自由市場^⑧も、言論人がそのようなルールに忠実であることによって機能するのである。

もちろん他方で、ゆえなく人格攻撃に及ぶような場合は、それ自体正当な言論の範囲を逸脱していると言えるから、訴訟手続きによらざるを得ない場合があることは否定しない。しかし本件は明らかにそのような場合には当たらないし、植村氏はそのことを判断できたのである。

言論人、それも朝日新聞のように影響力の大きい大手新聞の記者であった氏が、自己の記事に批判的な言論を封ずるために、自ら言論の基本的なルールを破って本件のような姑息な訴訟に訴えたことによる影響は決して小さくない。個人である言論人はこうした訴訟のリスクを恐れて批判を控えるようになり、言論界全体

に強い委縮効果を与える。その結果、わが国の言論空間の自由度も質も低下するだろう。こうした状況は、言論空間の荒廃と呼ぶべきものである。

このような事態を招いた植村氏の行動は、言論人に通常期待されるそれを完全に逸脱したもので、同氏は言論人たる資格を放棄したものでなければならない。

2 植村訴訟判決と朝日新聞社の責任

(1) 植村訴訟判決が意味すること

植村・西岡訴訟は、一審東京地裁判決が植村氏の訴えを全面的に退け、二審東京高裁判決は一審判決を支持した。東京高裁判決は一審判決の一部を訂正しただけで、基本的に一審判決を踏襲したものであるため、ここでは両者を一体のものとして検討する。

判決の意義：植村記事の捏造性の認定

植村訴訟判決の最も重要な意義は、前記の最重要論点である③の点（金学順氏が「女子挺身隊の名で戦場に強制連行された」という虚偽報道がなされたこと）について、それが意図的になされたもの（捏造）であるという西岡氏の主張に、「真実性」の証明があると判断されたことにある。端的に言えば、植村氏が「捏造記者ではない」と訴えた⁹⁾訴訟の中でも最も重要な論点において、同氏が「捏造記者」であることが裁判所によって認定されたのである。このことの意味は極めて大きい。それは、判決が単に植村氏の訴えを退けたというにとどまらず、「強制連行ストーリー」そのものが捏造されたものである可能性を、裁判所も認めたことを示唆するものだからである。

名誉毀損訴訟の構造と植村訴訟の争点

名誉毀損の訴訟は、公になされたある言説が、特定の人の社会的評価を低下させると評価されるものである場合に、その言説が、公益を目的としたものであり、かつ、真実の言説であること、または、真実であると信じるに足りる相当な根拠に基づいてなされたものであることが証明されない場合、その言説を公にしたものは不法行為の責任を問われる、という形をとる。一般に、上記の「真実の言説であること」を「真実性」、「真実であると信じるに足りる相当な根拠に基づいてなされたこと」を「真実相当性」と呼ぶ。ここから、名誉毀損訴訟では、多くの場合次の三つの点が争点となる。

(ア) 特定の人の社会的評価を低下させる言説が公にされたか。

(イ) その言説に公益性があるか。

(ウ) その言説に真実性または真実相当性があるか。

植村訴訟では、(イ)の点は大きな争点とはならず、主として(ア)と(ウ)の点が問題となった。そこで、本稿ではこの2点に絞って検討する。

西岡氏は植村氏についてどのような事実を主張したのか

まず(ア)の争点は、西岡氏の著書や論文における批判が、植村氏の社会的地位を低下させると評価されるものなのかという問題である。

前記したとおり、植村氏は、西岡氏が指摘した4つの論点のうち、①と②(捏造の目的ないし動機)の論点を③と④(虚偽報道をしたことや重要な事実を書かなかったこと)の論点と結び付け、①や②の動機はなかったから捏造ではないのに、捏造したと主張する西岡氏の言説は植村氏の社会的評価を低下させるものである、と主張した。

ここで、西岡氏の言説が、そもそもどのような事実を主張(訴訟では「適示」と呼ぶ)するものなのかという点が一つの論点となる。問題とされているのは著書や論文における言説であるから、当然、その主張する事実は多岐にわたり、内容も単純ではない。その中で、植村氏の社会的評価を低下させるような事実が主張されているかどうかを読み取る作業が必要となるのである。

原告である植村氏側は、自己の主張に沿うように西岡氏の言説を解釈して、西岡氏は植村氏がいうような事実を主張しており、したがって植村氏の社会的評価を低下させたと主張する。それが上記の植村氏の主張である。他方被告である西岡氏は、植村氏の主張をそのまま受け入れるわけにはいかない。言説の読み方自体に植村氏の主張が含まれているから、それを前提とすれば、最初から相手の土俵に乗って戦うことになるからである。そこで、西岡氏の言説は何を主張するのかについての論争が行われ、判決で裁判所がその主張内容を判断する(これを「裁判所認定適示事実」と呼ぶ)。裁判所が「適示事実」を認定する際には、「一般読者の通常の注意と読み方を基準とする」とされる。要するに「普通の人ならこう読むだろう」という読み方を裁判官が判断する、ということである。

その結果、判決は、次の三つの「裁判所認定適示事実」を認定した。なお、認定した事実は、一審と二審で表現が若干異なっており、二審判決がより踏み込んだ認定を行っているので、ここでは二審判決の適示事実を挙げる。

(裁判所認定適示事実1) 植村氏は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合がわるいため、あえてこれを記事にしなかった。

(同2) 植村氏が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった。

(同3) 植村氏が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする、事実と異なる記事をあえて書いた。

これらの「認定適示事実」は、前記の①・②の論点を、③・④の論点と切り離し、さらに、③・④の論点の趣旨をより明確にしたという意味で、西岡氏の主張の趣旨を的確に理解したものと言える。また、植村氏側の読み方がこじつけであることを、裁判所も認めたことを意味する。

西岡氏の批判は植村氏の社会的評価を低下させるものだったのか

裁判所は、西岡氏がこれらの事実を指摘したことは植村氏の社会的評価を低下させるものであると認定した。この点は、言論のルールに照らして考えれば議論の余地がある。およそ言論人が自己の言説を公にする際には、人格攻撃に及ぶなどの場合であればともかく、正当な論拠に基づく批判はルールの範囲内のものとして想定すべきであるから、そのような批判である限り言論を公にすることに伴う通常の社会的反応であって、それ自体が直ちにその者の社会的評価を低下させるものではない、と評価することも十分考えられよう。譬えて言えば、ボクシングの試合で、通常であれば傷害罪を構成する殴り合いが、試合のルールの範囲内の行為であれば、スポーツにおける正当な技の応酬となるというのと同様の考え方を当てはめるのである⁽¹⁰⁾。そのように考えなければ、他者の言説を批判することは、通常はその者の言論人としての社会的評価を低下させることになる（少なくとも批判者はそれを意図していることが多いだろう）から、そのような批判をいちいち名誉毀損訴訟の土俵に乗せることが可能になるとすれば、言論のルールの自律性が脅かされることになるだろう。

この点に関連して、判決が、西岡氏の指摘した「植村氏は義母との縁故を利用して記事を書いた」という事実などについては、そもそも社会的評価を低下させるものとは言えない、と判断したことは注目に値する。植村氏は、この事実も同氏の社会的評価を低下させるものだと言ったが、裁判所はそのような事実には当たらないと判断したのである。このように、「社会的評価を低下させる」という概念は、グレーゾーンの広いあいまいな概念なのである。名誉毀損訴訟は、その判断を裁判所に委ねることになる。「言論の自由が大事だ」というなら、本来、そのような事態にこそ、異を唱えるべきなのである。この問題については、次節でさらに検討することとしたい。

真実性・真実相当性の問題

いずれにせよ、裁判所は前記1から3の適示事実が植村氏の社会的評価を低下させる事実であると認定した⁽¹¹⁾。そこで次の争点は、これらの言説に真実性または真実相当性が認められるか、という(ウ)の点に移ることになる。

結論から言うと、裁判所は、適示事実1と2には真実相当性が認められ、適示事実3には真実性が認められると判断した。ここでは、その判断が意味することについて整理しておく。

結論1：植村氏の動機に関する西岡氏の批判は正当である

真実性と真実相当性は、「または」で結ばれる関係にあり、訴訟法上の意味は同じである。また、裁判所は真実性が認められるかどうかを判断してから、それが認められない場合に真実相当性を検討するという関係にもなく、真実性を検討することなく真実相当性から検討してもよい。したがって、真実相当性を認めたからと言って、真実性が否定されたことになるわけではない。一審判決は、適示事実1と2についてそのような意味で裁判所は真実相当性を認めた。それが真実かど

うかは別として、少なくとも西岡氏が真実と信じたことには相当の根拠がある、と判断したのである。

たしかにこれらの事実は、「(権力による強制連行という前提にとって)都合がわるいため」(適示事実1)とか、「義母の裁判を有利にするため」(同2)といった、植村氏の内心の事情・動機に関する事実が要素となっているため、裁判所にとって、それが真実であるかどうかを判断することは容易ではない。その意味で、裁判所が真実性の判断に踏み込まず、初めから真実相当性の判断に絞っていったことは、無理のない判断手法と言える。

もっとも二審判決は、これらの事実について「真実であるとまで認めることは困難である」と判示した。この表現について植村氏側は、判決が「真実と認めることはできないと判断した」と主張している⁽¹²⁾が、これは我田引水の強弁である。判決が言っているのは、その表現から明らかなように「(本当のところ真実かどうかはわからないが) 証拠を見る限りでは真実と証明されたとはまでは言えない」ということである。真実性を否定したのではなく、それを認めるだけの証拠がないと言っているのに過ぎない。植村氏側の主張とはニュアンスが明らかに異なるのである。

ともあれ、適示事実1と2に関する判決の表現の意味は、「植村氏の動機が西岡氏の指摘したとおりと証明されたとは言えないが、西岡氏の批判は正当な言論と認められる」ということなのである。

結論2：「金学順氏が強制連行された」という植村氏の記事は捏造である

これに対して適示事実3については、裁判所は真実性の証明を認めた。植村訴訟判決の最大の意義はこの点にある。この点を改めて確認しておく。適示事実3は、金学順氏が「女子挺身隊の名で戦場に連行された」との記事を植村氏が捏造した、という事実を主張するものである。既に述べたとおり、この事実こそが西岡氏の植村氏に対する批判の中で核心的な事実であり、その他の指摘は付随的な論点に過ぎない。金学順氏が「強制連行された」との虚偽報道は、「強制連行ストーリー」を慰安婦自身の実体験に基づいて証明し、その信憑性を裏付けるものとして扱われてきたのである。その報道が単なる誤報ではなく捏造されたものだったという事実は、「強制連行ストーリー」全体の構図に決定的な疑問を生じさせるものである。その意味でこの問題は、植村氏個人の捏造に関わる内心の動機などという些末な問題ではなく、慰安婦問題全体の評価に関わるものなのである。

判決は、この核心的な論点について、植村氏の捏造の事実を認めた。植村訴訟判決が画期的な意義を持つのはまさにこの点なのであり、この点についてこそ、さらに掘り下げた検討がなされることが求められているのである。

捏造性の認定に込められた裁判所のメッセージ

ところで、適示事実3についても同1・2と同じように真実性の判断に踏み込まずに真実相当性の認定に止めても植村氏敗訴の結論は変わらないから、裁判所はあえて一步踏み込んだ判断をしたことになる。その意味でも裁判所の判断は画期的であり、そこには一定のメッセージが込められていると見るべきだろう。

それは、植村氏の訴えが不当であるという認識を、裁判所も共有したと思われるということである。この点は次節でさらに検討したい。ここで結論として確認すべきことは、以上の判決の認定が意味するのは、裁判所は、適示事実1と2について西岡氏の植村氏批判を正当な言説であると認め、適示事実3については、金学順氏が強制連行されたという核心的な論点に関して、植村氏は虚偽の記事を捏造したと認めたということである。

(2) 朝日新聞社の責任

朝日新聞社は、平成28年8月5日の慰安婦報道に関する検証記事において、金学順氏が「女子挺身隊の名で戦場に連行された」とした植村氏の記事について、「意図的な事実のねじ曲げはない」として捏造を否定するコメントを公表した。その後、同年12月の第三者委員会の報告を受け、同月23日付けで、上記記事が誤りであり、「おわびして訂正する」としたコメントを公表した。しかし、そのコメントにおいても、「さらに踏み込んで検討すべきであった」とする第三者委員会の報告を「重く受け止める」としながらも、「意図的な事実のねじ曲げはない」とした8月の検証記事を引用しつつ、「第三者委 元記者の「事実のねじ曲げ」否定」とする見出しを付して、改めて植村氏の捏造を否定する趣旨の主張を行った。

本判決は、金学順氏が「戦場に連行された」という、植村記事における核心的な論点において、植村氏の捏造を認めたものである。その意味でそれは、朝日新聞社の平成26年12月23日付けコメントの核心的な部分が、裁判という公権的な判断によって否定されたことを意味する。さらに言うと、同社が、吉田清治の虚偽発言や植村氏の捏造記事などに基づいて日本非難のキャンペーンを展開したことは、組織的・意図的に「強制連行ストーリー」という虚構の物語を作出して、日本非難の国内外の世論を作り出したのではないかと疑いを持たせるものである。その意味で、同社にとって本判決は極めて重い意味を持つ。

もちろん、同社が組織的・意図的に虚構の物語を作出して、これに基づく日本非難の世論を作り出そうとしたなどという事実を自ら認めることは期待できないであろう。しかし、本判決が確定したときは、同社は少なくとも、第三者委員会の報告を「重く受け止める」とした趣旨を踏まえ、植村氏の記事の核心部分において捏造が認められたこと、さらには、組織的・意図的に「強制連行ストーリー」という虚構の物語に基づく日本非難の世論を作り出そうとした疑いすら持たれることについて、公に向けた真摯な釈明を行う社会的責任を負っていると言ふべきである。

植村訴訟二審判決は、植村記事の捏造性に関連する朝日新聞社の報道の問題に言及して、次のように指摘している。この指摘は、単に植村氏の捏造の問題を指摘しただけでなく、捏造記事にも依拠した一貫した報道が組織的になされたという意味において、同社の責任も含意するものとして読むことができる（なお、一部の括弧内の記述は筆者が補った説明である）。

原告記事A（平成3年8月11日付記事）が報道した意味内容と控訴人（植村氏）

が認識した事実とが異なっていたことは明らかであって、訂正不要との上記供述（植村氏の記事について訂正不要という植村氏の主張）は、本件調査報告書（第三者委員会の報告書）の指摘にもあるように、「広義の強制性」（だまされて連れて行かれたことも「強制性がある」という主張）を持ち出して「議論のすりかえ」をしたものというほかない。当時、朝日新聞社は、吉田供述等に依拠して「狭義の強制性」が認められるとの立場を明確にとっており、一連の報道において、そのことを示すものとして「(女子)挺身隊の名で連行」等の表現を繰り返し用いていたことからすると、原告記事Aの『『女子挺(てい)身隊』の名で戦場に連行され』との表現もその一環としてなされたものとみるのが自然である。

3 濫訴による言論空間の荒廃の防止とその自律性・健全性の回復

(1) 植村訴訟の提起による言論空間の荒廃との防止・修復の必要性

植村訴訟において植村氏が問題としたのは、植村氏の記事を捏造だとして批判した西岡氏の言説である。そこで批判の対象となっているのは、国内外の大きな世論を巻き起こした慰安婦問題の核心的論点についての同氏の捏造の有無という、極めて社会的影響力の大きい事実である。それも、朝日新聞という影響力の大きい大手新聞社の発行する新聞における署名記事が問題となっているのであり、その意味でも影響力の大きい問題である。

西岡氏の植村氏に対する批判は、そのような社会的影響力の大きい問題について、核心を衝いた指摘を行うものであった。したがって、これに対する植村氏の反論を含めた自由な議論がわが国の言論界で活発になされることが、真に望まれる事態であったと言える。言論の自由、つまり言論界が自律的なルールの下で多様な意見を許容し合う中においてこそ公正で質の高い言論が生まれるとする考え方に照らせば、この問題は、わが国の言論の質がまさに問われるものであったと言えるのである。

植村氏のとった手段は、訴訟手続きを濫用した言論封殺と呼ぶべきものであり、その弊害は極めて大きい。本節では、そのような弊害の法的防止策と、言論界の自律性・健全性回復の観点に立った、言論界自身による修復の方法について考察したい。

(2) 濫訴の法的防止策

濫訴の法的防止策1：訴え提起自体の違法性の追及

わが国の法体系の下では、本件のような濫訴を法的に封ずる手段は限られており、その効果にも限界がある。その中で、本件のような事案に対する防止策とし

で検討に値するのは、訴え提起自体が不法行為として損害賠償の対象となる場合があるとする判例法理に基づき、植村氏に対し損害賠償請求訴訟を提起するという方法である。具体的には、①問題となる訴訟において提訴者が主張した権利が事実的、法律的根拠を欠くものであり、かつ②提訴者が、権利等について事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知っていたといえるのにあえて訴えを提起した、と言える場合には、その訴えは被告に対する不法行為となるという法理である⁽¹³⁾。

この法理の適用の可否について本稿で詳しく検討する余裕はないが、結論的に言うと、植村氏の訴えがそれ自体違法であるという主張が成り立つ可能性は十分に認められる。自己の記事を「捏造したかどうか」という問題は植村氏の主観的な認識の問題であるから、植村氏は当然、これ（＝自身が捏造記事を書いたこと）を知っていたのである。したがって植村氏は、自己の訴えが事実的、法律的根拠を欠くことを知りながらあえて本訴訟を提起したものと言うことができ、判例法理に基づく不法行為が成立する可能性は十分に認められる。前述したように、裁判所は、真実相当性の認定に止めることも可能だったのに、またそうしても植村氏全面敗訴の結論は変わらないのに、あえて一步踏み込んで、核心的な論点についての捏造の事実を認めた。このことには、植村訴訟それ自体の違法性についての、裁判所なりのメッセージが込められていると見るべきである。

もっとも、このような方法が言論空間の荒廃の防止策として機能しうるかという観点で考えると、かなり限定的なものと言わざるを得ない。この問題にとって重要なのは植村記事の捏造の事実そのものであり、植村訴訟が違法であることは、付随的な問題に過ぎない。また、その違法性を訴えるために訴訟という公権的な手続きを利用することは、言論界の自律的なルールを尊重することが目的であるとすれば、かえってそこから遠ざかる危険もある。

他方で、植村訴訟の弊害の大きさにかんがみれば、その不当性を公権的にも確認することは、上記のような限界の下ではあるが、一定の社会的意味は認められるだろう。

濫訴の法的防止策2：言論界のルールの自律性を尊重した法解釈

もう一つの考え方は、前節で述べたように、法解釈論上の問題として、自己の言論を公表する者は、それに対する批判があることは当然予想すべき事態なので、社会的に相当と考えられる範囲の批判は社会的に承認されたルールの範囲内のものであるとして、名誉毀損の成否を論ずるまでもなく違法性がなく、名誉毀損訴訟にいう「社会的評価を低下させる事実の適示」には当たらないと解釈することである。ボクシングなど格闘技の試合では、通常の技の応酬に伴い怪我をすることは当然予想されるが、そのことが傷害罪や不法行為に問われることはない。それは、格闘技のルールに則った技によって通常予想される範囲内の怪我が生ずることは承知の上で試合をしたのだから、技をかけたことはそもそも違法な行為とはみなされないからである。これと同じ考え方を公の言論にも当てはめるのである。

このように考えれば、「ある言説を公にしたことに伴い、通常想定すべき批判の

範囲内の言説」であるかどうか（西岡氏の批判は問題なくこれに当てはまると考えられる）のみを問題とすれば足り、またその判断も比較的シンプルにできるので、それでも提訴する者が出てくること自体は防止できないかもしれないが、濫訴の防止には役立つだろう。また、このような判断は、現在の名誉毀損訴訟のように法技術的に複雑な議論をしなくてもできるので、法律専門家でない言論人が常識的に判断でき、公の言論空間の中で常識的で一般的な判断基準が形成されることが期待できるから、言論界のルール of 自律性の尊重という要請にもなじみやすいだろう。

こうした考え方は、今のところ法解釈論として一般に通用している状況ではない。しかし、「言論界のルール of 自律性を尊重しつつ、濫訴による言論空間の荒廃を防止する」という観点からみれば、検討に値する解釈であると思われる。

（3）言論空間の自律性・健全性の回復

植村訴訟の最大の問題点は、慰安婦「強制連行ストーリー」の虚構性という日本人全体の名誉に関わり、国際的にも未だ注目されている、わが国のみならず国際社会の言論界にとって極めて重要な問題について、植村氏の濫訴によって言論空間の自律性、健全性が損なわれ、荒廃させられたという点にある。したがって、濫訴の防止もさることながら、より重要な課題は、荒廃させられた言論空間の自律性、健全性の回復にある。

捏造記事掲載問題に関する議論の深化

この点について重要な鍵を握っているのは、植村氏の捏造記事を掲載した朝日新聞の対応である。前節で述べたように、朝日新聞社は、第三者委員会の報告を受けた後も植村氏の記事捏造を否定している。朝日新聞の記者が記事を捏造した事例は植村氏の場合に限られないが、植村記事の問題は、その影響力の大きさにある。植村記事は、吉田清治発言に関する一連の報道と相まって、日本非難の巨大な国際世論まで作り出したのである。その記事が、金学順氏が「強制連行の被害者であったかどうか」という問題の核心的な部分において捏造されたものであったことが公権的に認められたという事実は、極めて重い。繰り返しになるが、この事実は、朝日新聞社が、組織的・意図的に「強制連行ストーリー」という虚構を作出したのではないかとの疑いを抱かせるものなのである。植村訴訟が言論空間の自律性、健全性を損ねたという問題の本質を掘り下げると、捏造記事掲載の問題に行きつくのである。

逆に言えば、植村訴訟において植村記事の捏造性が明らかになったことによって、問題の本質に近づく手がかりが得られたことを意味する。植村記事の捏造性が明らかになったことの意味を明確にし、さらに掘り下げた検討と、朝日新聞に対する正当な批判を行うことが、自律性・健全性の回復のために、言論界に強く求められる。また朝日新聞も、その批判に対して真摯に向き合い、捏造記事の掲載に至った原因と、その後の慰安婦問題に関する一連の報道における責任のあり方

について、自ら解明し、公に向けた釈明を行う責任を負っている。こうした言論界の自律性・健全性回復に向けた主体的な取り組みこそが、何より重要である。

「強制連行ストーリー」の虚構性に関する議論の深化

植村記事が捏造されたものである事実は、「強行連行ストーリー」の虚構性を一層明らかにする事実としても重要である。「強制連行ストーリー」は、日本政府の慎重な調査によってもこれを裏付ける証拠が何も発見されていないこと、その重要な根拠とされてきた吉田清治発言に関する報道を、朝日新聞が虚偽と認めて取り消したことなどから、わが国では、それが虚構の物語であることはほぼ共通の認識となっていると言ってよいだろう。植村記事が捏造であることが明らかとなったことは、「強制連行ストーリー」が虚構であることを裏付ける有力な材料がさらに付け加えられたことを意味する。

他方で国際世論に目を向けると、クマラスワミ報告に基づく虚構が未だに事実と信じられ、日本政府に対する非難の論調が続いている状況にある⁽¹⁴⁾。ここでの問題の本質は、「女性の尊厳」という一種の倫理的な装いによって、事実に関する冷静な議論が妨げられ、虚構のストーリーが流布され続けていることにある。慰安婦問題が、戦時における女性の尊厳のあり方に関わる問題であったことは日本政府も認めているところであり、そのこと自体は議論の前提として、立場を越えた共通認識とすることは十分に可能である。そのように理解すれば、それは日本軍に限らない戦時における普遍的な問題として、共通の課題認識の下に議論することが可能なのである。

そのような議論が妨げられているのは、「日本軍による組織的な強制連行」という虚構に依拠した「強制連行ストーリー」という架空の物語によって、一種の「日本特異論」に基づく日本に対する謂われのない非難が国際的に続けられているからである。その意味で、そのような虚構を流布し続けている人々こそ、慰安婦問題についての議論の深化を妨げているのである。

その意味でも、朝日新聞社はその状況に責任をもって向き合っているとは到底言えない。そればかりか、同新聞は、第三者委員会によっても「議論のすりかえ」と批判された「広義の強制性」という概念に未だに固執し、問題の本質から目をそらそうとしているというほかない。植村訴訟判決は、この意味においても同社の責任ある態度を求めるものと言えるだろう。

注

- (1) 一審・二審判決はいずれも判例集未登載であるが、一審判決は判例データベース『判例秘書』((株) LIC) に収録されている。本稿執筆に際しては西岡力氏から判決書の提供を受けたほか、植村氏の支援グループである「植村裁判を支える市民の会」がインターネット上 (<http://sasaerukai.blogspot.com/>) に公開している資料を参照した。
- (2) 林いずみ「言論の自由守った判決」(産経新聞社『正論』2020年5月号)

- (3) 植村氏の記事の内容とその評価については、朝日新聞社第三者委員会『報告書』（平成26年12月22日、<https://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122201.pdf>）、朝日新聞「慰安婦報道」に関する独立検証委員会『報告書』（平成27年2月19日、<http://www.seisaku-center.net/sites/default/files/uploaded/dokuritsukensyouiinkai20150219-C20150227.pdf>）等を参照。
- (4) その経緯については前掲朝日新聞社第三者委員会報告書のほか、朝日新聞社のホームページ（<https://www.asahi.com/shimbun/3rd/3rd.html>）でも紹介されている。
- (5) 朝日新聞平成26年12月23日付「記事を訂正、おわびしご説明します 朝日新聞社 慰安婦報道、第三者委員会報告書」
- (6) 前掲独立検証委員会報告書55～60頁（西岡力執筆）
- (7) 前掲朝日新聞、植村訴訟訴状等
- (8) 「言論（または思想）の自由市場論」（Marketplace of Ideas）とは、言論の自由な公表を認めることが、公共の言論空間における一種の自由競争の下で評価されることにより、真理の発見・普及につながるという考え。United States v. Rumely 事件米最高裁判決（1953年）で言及されたのが初めてとされる。わが国の裁判例でも一般に通用する概念としてしばしば言及される。
- (9) 植村隆『真実 わたしは「捏造記者」ではない』（平成28年岩波書店）
- (10) このような考え方は「危険の引受」法理などとも呼ばれ、スポーツ事故に関するわが国の裁判例では一般的なものである。たとえばラグビーの試合中の事故が問題となった東京地裁平成26年12月3日判決（『判例秘書』収録）は、次のように判示している。「ラグビーは、ボールを持って疾走する相手方をタックルで倒してボールを奪うことを内容とする格闘技ともいえるべき激しいスポーツであって、（中略）競技中に相手方と接触、衝突して負傷するという事故が発生する危険がないということとはできないのであるから、ラグビーの試合に出場する者は、上記危険を認識し、これを一定程度引き受けた上で、試合に出場しているということもできる。」
- (11) 植村訴訟の判決結果を報じた報道で、判決が、「名誉毀損の成立を認めたが、不法行為の成立は否定した」と報じる記事が多く見られた。この表現は法的に誤りではないが、一般には誤解を生むものである。名誉毀損訴訟では、ある言説が「社会的評価を低下させた」ことが名誉毀損の事実にあたり、真実性・真実相当性はその違法性阻却事由に当たるという説明がされる。しかし、一般の用語法で「名誉毀損が成立した」と言えば、違法性阻却事由も否定されて不法行為が成立する場合をいうと考えるのが通常であろう。
- (12) 植村隆弁護士令和2年3月3日声明「不当判決に抗議する」（以下のURLを参照）
<http://sasaerukai.blogspot.com/search/label/%E5%A3%B0%E6%98%8E>
- (13) 最高裁昭和63年1月26日判決（最高裁判所民事判例集42巻1号1頁）。近時、「スラップ訴訟」などの名称の下に本件のような訴訟の違法性が主張される事例が散見され、提訴の違法性が認められた事例もある（東京地裁令和元年10月4日判決、『判例秘書』収録）。
- (14) 国際人権規約など各種の人権条約に基づき、締約国に対し、条約の実施状況を報告する政府報告制度が設けられており、締約国は数年に一度、国連の関連委員会に対し報告書を提出することになっている。報告に際しては関連委員会から事前質問票（List of issues prior to submission of the report）が政府に送付され、これに回答する形をとる。たとえば2017年11月11日付けで日本政府に送付された国連自由権規約委員会の事前質問票の従軍慰安婦問題に関する質問は、基本的にクマラスワミ報告の趣旨を踏襲した内容のものである。また、メディアに対する規制の問題を取り上げた質問では、植村氏に対する批判が「メディアの自己検閲」の事例にあたるとして、「朝日新聞で「慰安婦」問題を取り上げた植村隆氏のケース」として、実名を挙げて指摘されている。こうした国連における動きに対しても、植村氏の記事捏造の事実を国際社会で明らかにしていくことは重要である。国連自由権規約委員会の事前質問とこれに対する日本政府の回答の仮訳は以下のURLを参照。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045760.pdf>